

大阪府福祉部障がい福祉室長
(公 印 省 略)

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について（通知）

標記について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の3及び第51条の32の規定並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27、第24条の19の2及び第24条の39の規定により報告等を求めることとし、下記のとおり書面による一般検査を行いますので、下記のホームページをご確認の上、報告書の提出をお願いします。

記

1 業務管理体制の整備に関する届出内容の確認に関するホームページ

https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/jigyoshi.do/jiritu_top/gyoumkanritaisei6.html

大阪府ホームページにて「障がい 業務管理 一般検査」と検索し、「令和6年度業務管理体制の整備に関する届出内容の確認（一般検査）について」のページをご参照ください。

2 提出書類

上記、大阪府ホームページにある「4. 業務管理体制の整備に関する一般検査の実施手順及び提出書類様式」の「(2) 業務管理体制の整備に関する提出書類について」よりダウンロードしてください。

なお、様式については、BからFまでの5つの区分に分かれていますが、貴法人におかれましては、以下の区分にて提出をお願いします。

提出区分：

※該当法人へは、令和7年1月17日 付けで郵送している通知文に区分を記載していますので、そちらをご確認ください。

※廃止済の事業所がある場合は下記 HP より変更届出書をダウンロードし、郵送にて提出をお願いします。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/jigyoshi.do/jiritu_top/gyoumkanritaisei2.html

3 提出方法

大阪府行政オンラインシステムより送付してください。

（郵送、ファックス及びメールによる提出は行わないでください。）

※大阪府行政オンラインシステムのURLについては、大阪府ホームページよりご確認ください。

4 提出期限

令和7年2月14日（金）（期限厳守）

5 結果等

後日、大阪府生活基盤推進課のホームページ（指定障がい福祉サービス事業者等のページ）において掲載します。

【問い合わせ先】

大阪府福祉部障がい福祉室

生活基盤推進課 指定・指導グループ

TEL：（代表）06-6941-0351 （内線 2482）